

令和4年7月29日招集

7月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和4年度7月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年7月29日(金) 午後2時30分から午後3時21分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (35人)

農業委員

1番	首藤正男	2番	田村良雄	3番	若林清廣
4番	虎澤栄三	5番	田中さとみ	6番	山岸信一
7番	成田 誠一	8番	平野榮治		
10番	佐藤英一	11番	高橋潤一	12番	伊藤隆
13番	塩原信子	14番	野澤栄	15番	平原大悟
16番	本間雄一	17番	大嶋喜芳	18番	渡部藤四夫
19番	江端美春	20番	小林喜一郎	21番	間宮一
22番	草野伸一	23番	増井勝	24番	吉田浩

農地利用最適化推進委員

1番	本田敏明	2番	山岸洋子	3番	鈴木健二
4番	別所正幸	5番	長井範親	6番	笠原綱生
7番	帯瀬和幸	8番	田中隆市	9番	高井利明
10番	原田秀一	11番	堀内多計司	12番	武田要一郎

4 欠席委員 (1名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第42号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第43号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第44号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について

議案第45号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第46号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長	齋藤和弘	事務局次長	坂井靖彦	事務局次長補佐	小沢昌己
北区事務所長	高橋明彦	秋葉区事務所長	嶋倉明彦		
南区事務所長	滝沢秀樹	西区事務所長	佐藤清隆		

西蒲区事務所長 佐々木徹

管理係長 上田芳則 農地係長 伊藤洋 農政振興係長 和田友宏

管理係主査 武田勇 農政振興係主査 松井雅徳

7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時間 14:30</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和4年度7月定例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに議案の差し替えについてご説明させていただきます。 議案書15ページをお開きください。</p> <p>議案第43号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、南1号の案件ですが、申請の締切日後に、譲渡人がお亡くなりになり、申請に必要な手続きができなくなったことから、一旦申請を取り下げるということで、申請人から取り下げ願いが提出されました。</p> <p>従いまして、当ページ及び1ページの地区別審議件数表について、お手数ですが差し替えをお願いします。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>なお、9番 阿部 信行委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は24名中23名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は11番 高橋 潤一委員、12番 伊藤 隆委員にお願いいたします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第46号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第42号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、</p>

農地係長	<p>議案第43号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、 議案第44号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、</p> <p>の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>はい。議長。農地係の伊藤でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>定例総会議案書を3枚おめくりいただき、1ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第46号 農地法第3条許可申請に関する意見照会が、北区で2件、中央地区で4件、秋葉区で3件、南区で2件、西区で1件、西蒲区で3件の計15件です。</p> <p>次に議案第42号 農地法第4条許可申請に関する処分決定が、西区で1件です。</p> <p>次に議案第43号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で5件、中央地区で10件、秋葉区で1件、南区で3件、西区で1件、西蒲区で2件の計22件です。</p> <p>次に議案第39号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定が、西区で1件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は39件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
北区部会長	<p>北区部会長の本田でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の7件は、去る7月27日に開催しました区部会にて審査を行いました。</p> <p>まず、議案第46号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p>

「北1号」は、農地を売買によって取得するものです。
譲受人が、規模拡大するため、売買により所有権を移転するものです。

「北2号」は、農地を売買によって取得するものです。
譲受人が、規模拡大するため、売買により所有権を移転するものです。

以上、農地法第3条許可申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。

次に議案第43号農地法第5条許可申請についてです。

議案書9ページをご覧ください。

「北1号」は、農地を売買によって取得し、露天駐車場に転用するものです。

転用者は申請地の向かい側に住んでいますが、現在の敷地に駐車場がないことから、申請地を売買によって取得し、露天駐車場にするため申請に至りました。

農地区分は第2種農地ですが、申請地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。

申請地は、土地改良区除外地であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。

「北2号」は、農地を売買によって取得し、露天駐車場に転用するものです。

転用者は申請地近くで中古車の販売等を営んでいますが、本社では敷地が足りなくなり、申請地の隣接地を購入しましたが、さらに拡張するため、売買で取得し、露天駐車場にするため申請に至りました。

農地区分は、第2種農地ですが、申請地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。

申請地は、土地改良区域外であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。

「北3号」は、農地に賃借権を設定し、露天駐車場に一時転用するものです。

転用者は石油、天然ガスの採取、探索等を行っていますが、試掘調査のため近くのアパートの駐車場を調査に使用するため、申請地の一部に賃借権を設定し、一時的に露天駐車場にするため申請に至

<p>議長（会長）</p> <p>中央地区部会長</p>	<p>りました。</p> <p>農地区分は、農振農用地ですが、一時転用であるため許可できるものです。</p> <p>申請地は、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>「北4号」は、農地を売買によって取得し、露天駐車場及び宅地の拡張敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は申請地の隣に住んでいますが、自宅の駐車場が足りなくなり、申請地を売買で取得し、露天駐車場と宅地の一部にするため、申請に至りました。</p> <p>農地区分は、第2種農地ですが、申請地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。</p> <p>申請地は、土地改良区域外であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>議案書10ページをご覧ください。</p> <p>「北5号」は、農地を売買によって取得し、露天駐車場及び露天資材置場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は左官業を営んでいますが、現在使用している資材置場が手狭になり、さらに、前面道路が狭く苦慮していました。申請地は県道に面しているため、出入りしやすく、交通の便が良いため、売買によって取得し、露天駐車場及び露天資材置場にするため申請に至りました。</p> <p>農地区分は、第2種農地ですが、申請地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。</p> <p>申請地は、土地改良区域外であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請5件について、問題ないと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。 それではご報告させていただきます。</p>
------------------------------	---

中央地区部会の審査案件の14件は、去る7月27日に開催しました地区部会にて審査を行いました。

まず、議案第46号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。

議案書3ページをご覧ください。

「中1号」から「中4号」のすべてで、譲受人が規模拡大するため、農地を売買によって取得するものです。

経営する農地は全て耕作されており、権利取得後も効率的に耕作できると判断しました。

以上、農地法第3条許可申請4件について、いずれも問題ないと判断しました。

続きまして、議案第43号農地法第5条許可申請についてです。議案書11ページをご覧ください。

「中1号」は、個人住宅建築敷地に転用するものです。転用者は、近隣の集合住宅に住んでいますが、手狭なことから新たに住宅を新築するため、申請にいたしました。

農地区分は、第3種農地であるとともに、申請地は、土地改良区除外地であり、周辺農地に影響はありません。

「中2号」は、特別養護老人ホーム建設敷地に転用するものです。転用者は、特別養護老人ホームを経営しておりますが、施設が老朽化したことから、現在の施設近隣に移転するため、申請にいたしました。

農地区分は第3種農地で、転用面積は7,778㎡となります。

雨水は貯留施設を設置し処理するとともに、汚水は公共下水道へ接続するなど、周辺農地に影響はありません。

「中3号」は、データセンター事業用地に転用するものです。転用者は、通信設備工事業などを営んでおり、湯沢町でコンテナを活用したデータセンターを運営しています。

今回、会社近隣で事業拡大を図るため、申請にいたしました。

農地区分は第1種農地であるとともに、雨水は自然浸透で処理し土留めを行うなど、周辺農地に影響はありません。

「中4号」は、露天資材置場敷地に転用するものです。

転用者は、建設業を営んでおり、自宅近郊で資材置場が必要となり、申請にいたしました。

農地区分は、第3種農地であるとともに、申請地は、土地改良区除外地であり、周辺農地に影響はありません。

議案書 12 ページをご覧ください。

「中 5 号」は、露天資材置場敷地に転用するものです。

転用者は、解体・架設工事業を営んでおり、所有する資材置場が手狭になったことから、その隣地を取得し事業拡大するため、申請にいたりました。

農地区分は、第 3 種農地であるとともに、雨水は、自然浸透で処理するなど、周辺農地に影響はありません。

「中 6 号」は、こども園建設敷地に転用するものです。

転用者は、保育園やデイサービス事業などを営んでおり、市内では、西区で保育園を 2 園、東区で 1 園を経営しています。

今回、事業拡大するため申請にいたりました。

農地区分は第 3 種農地で、転用面積は 3,051 m²となります。

雨水は自然浸透による処理するとともに、汚水は公共下水道へ接続します。

また、土留めなどを設置するなど、周辺農地に影響はありません。

「中 7 号」は、歯科診療所建築敷地に転用するものです。

転用者は、東区に在住する勤務医の息子の歯科医院を開業するため、申請にいたりました。

農地区分は、第 3 種農地であるとともに、申請地は、土地改良区除外地であり、周辺農地に影響はありません。

「中 8 号」は、個人住宅建築敷地に転用するものです。

転用者は、現在借家に住んでいますが、祖母が所有する申請地の贈与を受け、新たに住宅を新築するため、申請にいたりました。

農地区分は、第 3 種農地であるとともに、雨水は前面の側溝に流し、汚水は公共下水道へ接続するなど、周辺農地に影響はありません。

「中 9 号」は、農家住宅建築敷地に転用するものです。

転用者は、現在借家に住んでいますが、子供の見守りや義母の介護、義兄の農業の手伝いも考え、妻の実家に隣接する申請地の贈与を受け、申請にいたりました。

農地区分は、第 2 種農地であるとともに、申請地は、土地改良区除外地であり、周辺農地に影響はありません。

議案書 13 ページをご覧ください。

「中 10 号」は、建売住宅建築敷地に転用するものです。

転用者は、不動産業を営んでいますが、申請地周辺には住宅団地をはじめ、幼稚園、小・中学校があり、住宅の需要が見込めること

<p>議長（会長）</p> <p>秋葉区部会長</p>	<p>から申請にいたりました。</p> <p>農地区分は、第2種農地であるとともに、雨水は前面の側溝に流し、汚水は公共下水道へ接続するなど、周辺農地に影響はありません。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請10件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>中央地区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p> <p>秋葉区部会長の長井でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会の審査案件の4件について、去る令和4年7月27日開催の区部会で審査いたしました。</p> <p>まず、議案第46号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は労力不足を原因に譲受人に対し贈与するものです。</p> <p>「秋2号」は障がい者支援施設の就労訓練用地として、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>「秋3号」は農業後継者に対し、所有農地全てに使用貸借権を再設定するものです。</p> <p>次に、議案第43号農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書14ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は、個人住宅建築敷地に転用する目的で、実家に隣接する親の所有農地に使用貸借権を設定するものです。</p> <p>農地区分は第3種農地であるとともに、申請地周辺は、ほぼ宅地化されており、周辺農地に影響はありません。</p> <p>排水に関しては申請に先立ち土地改良区と調整の上、計画が承認されております。</p> <p>以上、農地法第3条3件、農地法第5条1件の各申請について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>秋葉区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p>
<p>議長（会長）</p>	

<p>南区部会長</p>	<p>南区部会長の帯瀬でございます。</p> <p>それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件の5件は、去る7月27日に開催しました区部会にて審査を行いました。</p> <p>まず、議案第46号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、農地を贈与によって取得するものです。</p> <p>隣接地を耕作している譲受人が経営規模を拡大するため、贈与により所有権を移転するものです。</p> <p>次の「南2号」は、農地を売買によって取得するものです。</p> <p>隣接地を耕作している譲受人が経営規模を拡大するため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>次に、議案第43号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>当日配布の議案書の15ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、農地を売買により所有権を移転し、ストックヤード造成敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、現在使用しているストックヤードが不足し、新たな土地が必要となり申請に至りました。</p> <p>申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し、許可できるものです。</p> <p>申請地は、既に土地改良区除外地であり、農道の付替えも土地改良区と協議済みで、排水計画も整っていることから、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>次の「南2号」は、農地に使用貸借権を設定し、太陽光発電設備の設置敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、営農型の太陽光発電設備を設置するため申請に至りました。</p> <p>申請地の農地区分は、農振農用地で、不許可の例外規定に該当し、許可できるものです。</p> <p>なお、新潟市長及び西蒲原土地改良区の同意も得ています。</p> <p>申請地を以前と同様に畑として利用・管理し「牧草」を栽培することから、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>次の「南3号」は、農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷</p>
--------------	---

	<p>地に転用するものです。</p> <p>転用者は現在、隣接する実家で親世帯と同居していますが、子供が大きくなると手狭になることから父所有の農地を借り受け、個人住宅を建築するため申請に至りました。</p> <p>申請地の農地区分は、第3種農地に分類され、許可できるものです。</p> <p>汚水は、公共下水道へ接続し、雨水は集水桝を設置して申請地隣の排水路へ放流します。</p> <p>申請地は、既に土地改良区除外地であり、隣接農地と接する部分には土留を設置し、排水計画も整っていることから、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請3件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p>
西区部会長	<p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>西区部会の報告をいたします。</p> <p>審査案件の4件については、7月27日に開催した西区部会で審査いたしました。</p> <p>まず、議案第46号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>「西1号」は、農地を売買によって取得するものです。</p> <p>譲渡人の要望で、売買により所有権を移転するもので、農作業常時従事要件、全部効率利用要件などを確認し、問題ないと判断しました。</p> <p>次に議案第42号 農地法第4条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>議案書8ページをご覧ください。</p> <p>「西1号」は、農業用車庫建築敷地に転用するものです。</p> <p>申請地には、申請者が平成21年に相続する以前から農業用車庫が建っていました。申請者は既に転用済みと思っていたようですが、未許可であることが判明し、今回の申請に至ったものです。</p> <p>申請地は、土地改良区域内ですので、当該土地改良区からは、差</p>

<p>議長（会長）</p> <p>西蒲区部会長</p>	<p>し支えない旨の意見書を得ております。</p> <p>追認許可となれば、無断転用の解消となることから、問題ないと判断しました。</p> <p>なお、墓石は撤去済みですが、隣接する墓地 13 m²についても、申請に合わせて同時利用しようとするものです。</p> <p>次に議案第 43 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>議案書 16 ページをご覧ください。</p> <p>「西 1 号」は、農地を売買によって取得し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、現在、アパートに居住していますが、手ぜまであるため申請に至りました。</p> <p>農地区分は、第 3 種農地であるほか、1,000 m²未満の申請となっています。</p> <p>申請地の周りにブロックを設置し、土砂などが流出しないよう努めるほか、排水計画も整っていることから、周辺農地に影響のない計画となっており、問題ないと判断しました。</p> <p>次に、議案第 44 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定についてです。</p> <p>議案書 18 ページをご覧ください。</p> <p>「西 1 号」は、申請地について被相続人が農業を営んでいた農地です。</p> <p>願出人の現在の経営状況などを調査し、引き続き農業経営を行うと認められることを確認し、問題ないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。</p> <p>西蒲区部会の審査案件の 5 件は、去る 7 月 27 日に開催しました西蒲区部会にて審査を行いました。</p> <p>まず、議案第 46 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書 7 ページをご覧ください。</p> <p>「蒲 1 号」及び「蒲 2 号」は、農地を売買によって取得するもの</p>
-----------------------------	---

<p>議長（会長）</p>	<p>です。</p> <p>譲受人が、売買により申請地を取得し、規模拡大を図るものです。経営する農地は全て耕作されており、権利取得後も効率的に耕作できると判断しました。</p> <p>「蒲3号」は、農地の地上権を設定するものです。</p> <p>譲受人が、営農型太陽光発電設備の設置のため、必要な部分の区分地上権を設定するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請3件について、「問題がないもの」と判断しました。</p> <p>続きまして、議案第43号 農地法第5条許可申請についてです。議案書17ページをご覧ください。</p> <p>「蒲1号」は、申請地を売買により買い受け、農産物加工場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、農地所有適格法人として、農産物加工場を建設し、経営の多角化を図るため申請にいたしました。</p> <p>農地区分は第3種農地であり、排水計画も整い、周辺農地に影響のない計画となっています。</p> <p>「蒲2号」は、申請地を使用貸借により借り受け、営農型太陽光発電設備設置敷地に3年間の期間設定により、一時転用するものです。</p> <p>転用者は、事業承継をした営農型太陽光発電事業の継続のため、申請にいたしました。</p> <p>農地区分は、農用区域内にある農地ではありますが、一時的な利用に供するものであることから、例外的に許可できるものです。</p> <p>周辺農地に影響のない計画となっており、下部営農作物である「ヒサカキ」に関する営農計画書等についても特に問題のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請2件について、「問題がないもの」と判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（質問あり）</p>
---------------	---

平野委員	8番 平野です。11ページ、「中3号」のデータセンター事業用地について第1種農地ですが、どのような規定で転用できるのですか。
農地係長	農地係の伊藤です。第1種農地ですが、集落に接続していることから、例外的な許可という形でデータセンターを今回議案に上げさせて頂きました。以上です。
平野委員	了解しました。
議長（会長）	他にご意見・ご質問ございませんか。 (さらに質問あり)
渡部委員	18番 渡部です。11ページ中2と13ページ中10について、それぞれ現況面積と転用面積が違うのはなぜでしょうか。
農地係長	はい、議長。 同時利用地有という事で、農地部分の農地転用面積を記載しています。その他の用地面積は、農地ではありませんが、全体面積も記載しております。
議長（会長）	宜しいでしょうか。他にごございませんか。 (質問・意見なし)
議長（会長）	皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。 議案書2ページ、追加議案第46号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議はありませんか。 (異議なし)
議長（会長）	皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。

<p>議長（会長）</p>	<p>次に、議案書 8 ページ、議案第 4 2 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3, 0 0 0 ㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 9 ページ、議案第 4 3 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>異議なしと認め、なお、議案書 1 1 ページ、中 2 号、1 2 ページ、中 6 号、及び 1 5 ページ、先ほど差し替えをお願いしたページですが、南 1 号、これら 3 件については、3, 0 0 0 ㎡を超える案件であることから、県農業会議へ諮問を行い、そこで異議なしの場合、許可処分となります。それ以外の場合は、次回の定例総会で再度審議することといたします。</p> <p>これらの 3 件以外の事案は諮問が不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書 1 8 ページ、議案第 4 4 号相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長（会長）</p> <p>農政振興係長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊の議案第 4 5 号新潟市農用地利用集積計画の決定について、を議題に供します。事務局より説明をお願いします。</p> <p>農政振興係の和田です。議案第 4 5 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>お手元の別冊資料「新潟市農用地利用集積計画の決定について」をご覧ください。</p> <p>初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。</p> <p>表紙をめくっていただいて、1 ページ、令和4年7月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、中央地区10件、南区1件、合計で件数11件、面積12,416㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の売買について、中央地区1件、西蒲区2件、合計で件数3件、面積8,109㎡です。</p> <p>詳細につきましては、一枚めくっていただいて、議案書の4ページ以降となります。</p> <p>新規の利用権設定及び所有権移転について、4ページから8ページのとおりです。</p> <p>続いて、利用権の移転については13ページから14ページのとおりです。</p> <p>続いて、農地中間管理事業関係についてです。一枚めくっていただいて、10ページ、令和4年6月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、秋葉区5件、南区1件、合計で件数6件、面積12,953㎡です。</p> <p>詳細につきましては一枚めくっていただいて、13ページ・14ページのとおりです。</p> <p>以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしていると考えられ、また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、9ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。</p> <p>市の公告については、8月15日からとなります。ご審議よろしくをお願いします。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
---------------	---

<p>議長（会長）</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案第45号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。</p> <p>以上で、議事として提案した案件について終了します。</p> <p>その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>（発言なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>（なし）</p>
<p>議長（会長） 終了時間 15：21</p>	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和4年度7月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
